

平成 28 年 1 月 15 日

法人インターネットバンキングご契約者 様

盛岡信用金庫

法人インターネットバンキングの被害補償および利用規定の一部改正について

平素は当金庫をご利用いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、インターネットバンキング取引におけるパスワード盗取等による不正送金取引被害が全国で発生し、社会問題化しております。

当金庫では、全国銀行協会による申し合わせ「法人インターネットバンキングに係る預金等の不正な払戻しに関する補償の考え方」に基づき、法人インターネットバンキングの不正利用被害について、下記の通り補償を行います。

被害補償の詳細につきましては、「もりしん法人インターネットバンキングの不正な払戻し被害の補償規定」を確認頂きますようお願い申し上げます。

また、今般の被害補償規定の制定に伴い、「もりしん法人インターネットバンキング利用規定」を一部改正いたしましたので、併せて確認頂きますようお願い申し上げます。

法人インターネットバンキングの被害補償概要

1. 補償開始日

平成 28 年 1 月 15 日（金）

2. 補償対象

もりしん法人インターネットバンキングを契約されている法人のお客様

3. 補償対象となる被害

第三者が、契約者 ID（利用者番号）、利用者 ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、利用者ワンタイムパスワード等または電子証明書の盗取等により行われた不正な資金移動

4. 補償限度額

1 契約（1 法人当たり）につき年間 1,000 万円

5. 被害補償の条件

(1) 補償の要件

- ①ご契約先が本サービスによる不正な資金移動等の被害に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいていること。
- ②当金庫の調査に対し、ご契約先から十分なお説明をいただいていること。
- ③ご契約先が警察署への被害事実等の届出を行い、その捜査に協力されていること。

(2) 補償しない場合

- ①不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。
 - a. 当該資金移動等が、ご契約先の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人または家事使用人によって行われた場合、もしくはそれらの者が加担した盗用によって行われた場合。
 - b. 当該資金移動等が、ご契約先の役員、従業員または使用人等（パート、アルバイト、派遣社員等を含みます）によって行われた場合、もしくはそれらの者が加担した盗用によって行われた場合。
 - c. ご契約先が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。
 - d. 不正送金が第三者との共謀またはご契約先の故意または重大な過失により行われた場合。
 - e. 被害について警察へ届けを出さない、および捜査協力が行われない場合。
 - f. 他人に強要されたインターネットバンキングの不正使用。
- ②戦争、天災地変、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動が行われた場合。

(3) 原則として補償の対象とならない場合

- ①容易にセキュリティ対策を導入・実施出来るにも関わらずセキュリティ対策を実施しなかった場合。（セキュリティ対策ソフト未導入・期限切れを含む）
- ②正当な理由なく、他人にID・パスワード等を回答してしまった、あるいは、安易にお客様カードやトークン等を渡してしまった場合。
- ③インターネットバンキングに使用しているパソコンにインストールされている、OS・ブラウザ・各種ソフトウェアなどについて、メーカーのサポート期限が終了しているものを継続して使用している場合。
- ④インターネットバンキングに使用しているパソコンや携帯電話等が盗難の被害に遭い、かつ利用者番号・パスワード等を当該機器内に保存していた場合。
- ⑤当金庫が注意喚起しているにも関わらず、注意喚起された方法で、メール型フィッシングに騙される等、不用意にID・パスワード等を入力していた場合。
- ⑥その他、上記と同程度の著しい注意義務違反が認められた場合。

(4) 補償を減額する場合

- ①インターネットバンキングに使用しているパソコン等に関し、OS・ブラウザなどインストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新していないで長期間放置していた場合。
- ②セキュリティソフトを導入しているが、当該ソフトを最新の状態で稼働していない場合。
- ③パスワードを定期的に変更していないなど、利用者番号・パスワード等が適切に管理されていない場合。
- ④インターネットバンキングの申請者と承認者とで別々のパソコンを利用していなかった場合。
- ⑤不正なログイン履歴や身に覚えがない取引履歴、取引通知メールが無いかを定期的に確認していなかった場合。
- ⑥当金庫が推奨しているセキュリティ対策を実施していない場合。注1注2
- ⑦他人に譲渡・貸与・担保に差し入れたパソコン等により不正な操作が行われた場合。
- ⑧その他、上記と同程度の注意義務違反があると認められる場合。

注1 平成28年1月15日現在の推奨セキュリティ対策

電子証明書方式の導入（無料）

セキュリティソフト「Rapport（レポート）」の配付（無料）

注2 平成28年4月から追加実施予定の推奨セキュリティ対策のお知らせ

「トークン」※による「ワンタイムパスワード」の導入（無料）

※パスワード生成機（「トークン」）により生成された「ワンタイムパスワード」を振込時の認証として、入力必須とする方法の導入を予定しております。

後日、ご契約者様に書面にてご案内を予定しておりますので、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

以上

お問い合わせ先

盛岡信用金庫 事務部 事務管理課

担当 駒ヶ嶺・市村・菊池・安倍・大和

電話番号 019-652-2453

受付時間：平日 9：00～17：00